

## 新あいち創造研究開発補助金に関するよくあるご質問

### 目次

#### 【補助対象事業・実施条件】

Q 1	県外の事業者でも対象となりますか。
Q 2	交付決定前の発注・契約も補助対象となりますでしょうか。
Q 3	事業の着手とは、具体的にどの段階を指しますか。
Q 4	研究開発でいう「県内に事業所を持つ」とは、どの程度求められますか。
Q 5	研究開発で求める外部機関との「連携」については、どの程度求められますか。
Q 6	研究開発で求める外部機関との「連携」については、提案段階で相手方を確定させなければならないですか。
Q 7	外部機関と連携して実施する研究開発では、中小企業は原則として公設試験研究機関（大学等を含む）と連携とあるが、大学のみを連携相手としてもよいですか。
Q 8	実証実験とはどういうものですか。
Q 9	実証実験で求める「市町村等と連携」とは、具体的にどのようなことですか。
Q10	実証実験で求める「市町村等と連携」とは、提案段階で相手方を確定させなければならないですか。

#### 【トライアル型】

Q11	トライアル型の対象者は、過去に新あいち創造研究開発補助金の採択実績がない中小企業とされているが、他の補助金、助成金等であれば採択されていてもよいですか。
Q12	トライアル型の条件として、事業計画が500万円以下とあるが、金額は補助金額か、全体事業費か、どちらですか。
Q13	実証実験はトライアル型の対象となりますか。
Q14	トライアル型の条件として公設試験研究機関や大学等と連携して実施するとあるが、連携先は一つでもよいですか。

#### 【補助率、補助対象経費等】

Q15	自分が中小企業にあたるかは、どう判断すればよいですか。
Q16	補助率について、大企業と中小企業の共同提案の場合はどうなりますか。
Q17	補助限度額について、共同で行う場合はどうなりますか。
Q18	補助限度額について、下限はありますか。
Q19	副資材費とは何ですか。
Q20	開発ツールとは何ですか。
Q21	賃借料について、レンタル・リース費用は5年契約などの場合はどこまでが対象となりますか。

Q22	改修費とは何ですか。
Q23	機械装置費について、無人航空機の登録手数料は対象となりますか。
Q24	実証実験補助に係る人件費について、補助事業以外の他の業務にも従事しているアルバイトの雇用賃金は対象となりますか。
Q25	実証実験補助に係る人件費について、アルバイトの勤務時間数や時給に上限はありますか。
Q26	実証実験補助に係る人件費について、正規職員や派遣職員も対象となりますか。
Q27	実証実験終了後の撤去工事や原状回復工事は対象となりますか。
Q28	実証実験協力費とはどのようなものですか。
Q29	広報宣伝費では、展示会への出展費用は含まれますか。
Q30	公募要領に記載する補助対象経費以外は、補助対象とならないですか。
Q31	消費税は対象となりますか。
Q32	県からの補助金の支払いはいつ頃になりますか。

#### 【補助対象事業の評価事項】

Q33	「1 事業の目的及び内容」について、定量的な目標とは、どういう意味ですか。
Q34	「3 事業実施の方法」について、導入する機器の妥当な内容とは、どういう意味ですか。
Q35	「5 事業を行う意義、効果等」について、(3)は(4)とどう違いますか。

#### 【応募手続き】

Q36	メールやFAX、書類持ち込みで提出できますか。
Q37	応募書類の作成について、枚数に制限はありますか。
Q38	募書類提出後のヒアリングは必ず受ける必要がありますか。

#### 【審査及び審査結果通知】

Q39	採択の理由・不採択の理由を教えてください。
Q40	「採択に当たっては、内容等の変更を依頼する場合がある。採択された場合であっても、事業計画の金額に対して補助金額が減額される場合がある。」とはどういう意味ですか。
Q41	審査結果は、いつ頃通知されますか。
Q42	採択・不採択案件は、公表されますか。

**【その他】**

Q43	補助事業の結果について、秘密にしたいが、結果報告をしないことはできますか。
Q44	補助事業に係る経理について、どのような証拠書類が必要となりますか。
Q45	補助事業で取得した財産は、事業期間終了後は、自由に使用し、処分してもよいですか。
Q46	事業終了の翌年度以降の成果について県に報告する必要がありますか。
Q47	事業終了後、製品化等の成果がないと補助金は返還になりますか。
Q48	補助金の全体規模はどれくらいですか。

**【提出書類】**

Q49	「決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分」とありますが、設立間もない企業等で決算期を迎えておらず、提出できない場合はどうすればよいですか。
Q50	添付資料の「金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等）」とは全ての経費について提出する必要がありますか。
Q51	「国等の補助金を申請する場合は、その概要」とはどの程度の資料ですか。
Q52	「参考資料」として、経営革新計画は加点対象となりますか。

## 回 答

### 【補助対象事業・実施条件】

#### Q 1 県外の事業者でも対象となりますか。

→ 「研究開発」では、県内に事業所を持ち、県内で実施するものであれば、本社が県外の企業でも対象となります。また、「実証実験」では、県内で実施するものであれば、本社が県外の企業でも対象となります。ただし、当補助制度は、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげることを目的としていることから、本県への波及効果等を採択にあたって評価します。

#### Q 2 交付決定前の発注・契約も補助対象となりますか。

→ 原則、交付決定前の発注・契約は補助対象となりません。  
ただし、その年度の4月1日から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、様式2の事前着手届出書により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合、補助金の対象とすることができます。  
なお、支払いや納品がその年度末の3月31日までに完了する必要があります。

#### Q 3 事業の着手とは、具体的にどの段階を指しますか。

→ 事業の着手とは、経費の発注日となります。通常は交付決定日以降に発注を行うようにしてください。なお、事前着手する場合は、4月1日以降に発注してください。発注日は発注書または契約書等で確認します。

#### Q 4 研究開発でいう「県内に事業所を持つ」とは、どの程度求められますか。

→ 県内に「研究開発活動を行う拠点」があることが必要です。原則として、営業所があることのみでは要件を満たしません。

#### Q 5 研究開発で求める外部機関との「連携」については、どの程度求められますか。

→ 連携とは、必ずしも共同研究契約や委託研究契約を要件としているものではありませんが、単なる相談で終わるものではなく、評価・分析試験依頼等の連携をお願いします。

#### Q 6 研究開発で求める外部機関との「連携」については、提案段階で相手方を確定させなければならないですか。

→ 補助事業の実施条件ですので、提案段階では、予定でも構いません。

#### Q 7 外部機関と連携して実施する研究開発では、中小企業は原則として公設試験研究機関（大学等を含む）と連携とあるが、大学のみを連携相手としてもよいですか。

→ 大学のみを連携相手としても構いません。

**Q 8 実証実験とはどのようなものですか。**

→ 本補助金の対象とする実証実験とは、新開発の製品や技術などを、実際に使用し、実用化・商品化に向けての問題点を検証するものを想定しています。研究開発で出来た試作品等を検証する段階で、本補助金でいう「研究開発」よりも後のフェーズを想定しています。

**Q 9 実証実験で求める「市町村等と連携」とは、具体的にどのようなことですか。**

→ データを得るためのモニター参加や、実証実験そのものへの参加を始め、実施に必要な土地等の提供や、補助事業に関する情報発信で市町村等に協力を得ることのほか、市町村等が行うイベントへ補助事業者が参加、協力することなどを想定しています。なお、「連携」については、費用負担の有無は問いません。

**Q10 実証実験で求める「市町村等と連携」とは、提案段階で相手方を確定させなければいけないですか。**

→ 補助事業の実施条件ですので、提案段階では、予定でも構いません。

**【トライアル型】**

**Q11 トライアル型の対象者は、過去に新あいち創造研究開発補助金の採択実績がない中小企業とされているが、他の補助金、助成金等であれば採択されていてもよいですか。**

→ 新あいち創造研究開発補助金以外の他の補助金、助成金等であれば採択実績があっても構いません。

**Q12 トライアル型の条件として、事業計画が500万円以下とあるが、金額は補助金額か、全体事業費か、どちらですか。**

→ 補助金額です。補助率が3分の2以内のため、全体事業費750万円以下、補助金額500万円以下の事業が対象となります。

**Q13 実証実験はトライアル型の対象となりますか。**

→ トライアル型の対象となるのは研究開発のみで、実証実験は対象となりません。トライアル型は、中小企業の新たな製品や技術の開発へのチャレンジを促すものとするため、一定の開発が進んだ製品や技術がベースとなる実証実験は対象外としています。

**Q14 トライアル型の条件として公設試験研究機関や大学等と連携して実施するとあるが、連携先は一つでもよいですか。**

→ 公設試験研究機関又は大学等のどちらかでも構いません。

## 【補助率、補助対象経費等】

**Q15 自分が中小企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。**

→ 公募要領 21 ページ及び 22 ページを参照してください。「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体を指します。

なお、中堅企業及びみなし大企業は、大企業の補助率、補助限度額が適用されません。

**Q16 補助率について、大企業と中小企業の共同提案の場合はどうなりますか。**

→ 補助率は事業参画者ごとに決定し、それぞれが負担する経費に対して適用します。

**Q17 補助限度額について、共同で行う場合はどうなりますか。**

→ 1 事業あたりの上限額は、大企業同士の場合は 2 億円、中小企業同士の場合は原則 1 億円です。大企業と中小企業が共同で行う場合は、経費負担額が過半を超える主体に合わせた額とします。

**Q18 補助限度額について、下限はありますか。**

→ 補助金申請予定額で 50 万円以上の事業計画としてください。なお、補助事業の実施の結果、50 万円を下回った場合は、交付条件を満たさず補助金のお支払いはできません。

**Q19 副資材費とは何ですか。**

→ 原材料や部品のほかに、製作等を行う場合に必要なものを指します。例えば、鉄板が原材料の場合、それを組み立てるための副資材としてビスなどを指します。

**Q20 開発ツールとは何ですか。**

→ 工具、器具のほか、開発用のソフトウェア等を想定しています。

**Q21 賃借料について、レンタル・リース費用は 5 年契約などの場合はどこまでが対象となりますか。**

→ 補助事業期間中のもののみが対象です。交付決定日より後のレンタル・リース開始日から、その年度の 3 月 31 日までの期間の経費分が補助対象となります。

**Q22 改修費とは何ですか。**

→ 現在ある製作機器等を改修し、研究開発や実証実験を実施するために必要な機器等を製作するための経費です。

**Q23 機械装置費について、無人航空機の登録手数料は対象となりますか。**

→ 対象となりません。

**Q24 実証実験補助に係る人件費について、補助事業以外の他の業務にも従事しているアルバイトの雇用賃金は対象となりますか。**

→ 対象となりません。補助事業のために雇用し、専属従事するアルバイトに限定します。

**Q25 実証実験補助に係る人件費について、アルバイトの勤務時間数や時給に上限はありますか。**

→ 勤務時間数は、正規職員の勤務時間数は超えないようにしてください。また、時給についても、正規職員の時給換算単価を超えないようにしてください。

**Q26 実証実験補助に係る人件費について、正規職員や派遣職員も対象となりますか。**

→ 対象となりません。直接雇用のアルバイトのみとします。

**Q27 実証実験終了後の撤去工事や原状回復工事は対象となりますか。**

→ 対象となりません。

**Q28 実証実験協力費とはどういうものですか。**

→ 連携相手や一般のモニターなど、補助事業者以外に協力していただく場合に、安全対策のための損害保険料や、謝礼としての粗品などを想定しています。なお、現金による謝礼は対象となりません。

**Q29 広報宣伝費では、展示会への出展費用は含まれますか。**

→ 展示会の出展費用は対象となりません。補助対象となる広報宣伝費は、実証実験を実施していることを広報するための経費です。

**Q30 公募要領に記載する補助対象経費以外は、補助対象とならないですか。**

→ 原則として、公募要領5～8ページの【対象となる経費】に記載のないものは補助対象となりません。

**Q31 消費税は対象となりますか。**

→ 対象となりません。税抜金額に対しての補助となりますので、事業計画は、税抜金額で記載してください。

**Q32 県からの補助金の支払いはいつ頃になりますか。**

→ 補助事業完了後の翌年度5月末頃の精算払いとなります。

### 【補助対象事業の評価事項】

Q33 「1 事業の目的及び内容」について、定量的な目標とは、どういう意味ですか。

→ ある部品の軽量化を目標に挙げる場合、従来品と比較して〇%軽量化するといった表現を用い、具体的な数字で示してください。

Q34 「3 事業実施の方法」について、導入する機器の妥当な内容とは、どういう意味ですか。

→ 研究開発・実証実験の目的を果たすために必要なレベルの機器であるか、また量産に使用するような過剰なスペックの機器になっていないか等の観点で評価します。

Q35 「5 事業を行う意義、効果等」について、(3)は(4)とどう違いますか。

→ (3)は事業化した場合の雇用増や売上増など自社にもたらす効果について評価します。(4)については、事業化した場合の市場創出・拡大に関する効果や、地域資源の活用による地域活性化効果等の自社以外にもたらす効果について評価します。

### 【応募手続き】

Q36 メールやFAX、書類持ち込みで提出できますか。

→ メールやFAX、書類持ち込みでは受付できません。「あいち電子申請・届出システム」又は「J グランツ」での応募をお願いします。

Q37 応募書類の作成について、枚数に制限はありますか。

→ 枚数の制限はありませんが、公募要領に示しましたとおり、具体的・定量的に、かつ、簡潔明瞭に分かりやすく作成してください。また、字数制限を設けた項目があるため、留意してください。

Q38 応募書類提出後のヒアリングは必ず受ける必要がありますか。

→ 公募要領に記載の期間中に、県職員が全事業者を対象に事業内容のヒアリング（訪問又は電話等による）を行う予定としています。応募書類提出後、県からヒアリングの日程調整の連絡をしますので、担当者は連絡をとれるようにしてください。

### 【審査及び審査結果通知】

Q39 採択の理由・不採択の理由を教えてください。

→ 採択の理由・不採択の理由等を含む審査の内容については、一切お答えできません。なお、採択案件は、外部の有識者を含む非公開の審査委員会において審査を行い決定します。

**Q40 「採択に当たっては、内容等の変更を依頼する場合がある。採択された場合であっても、事業計画の金額に対して補助金額が減額される場合がある。」とはどういう意味ですか。**

→ 採択に当たって内容を変更してもらう必要が生じた場合は、その旨を依頼します。応募件数が多数予想されますが、予算面で制約があるため、補助金額を減額する場合があるという意味です。

**Q41 審査結果は、いつ頃通知されますか。**

→ 6月初旬頃に審査結果を通知します。

**Q42 採択・不採択案件は、公表されますか。**

→ 採択案件のみ6月初旬頃にホームページで事業者名・事業テーマ等を公表します。

### **【その他】**

**Q43 補助事業の結果について、秘密にしたいが、結果報告をしないことはできますか。**

→ できません。事業を完了した際は、必ず実績報告書を提出いただき、額の確定後、補助金をお支払いします。

**Q44 補助事業に係る経理について、どのような証拠書類が必要となりますか。**

→ 収支の事実を明確にする証拠書類として、見積書、発注書（契約書）、納品書、請求書、金融機関の振込証、預金通帳の写し（当座勘定照合表）等を整備いただきます。証拠書類が確認できない場合は、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。なお、証拠書類は事業終了後、5年間は保存いただくことになります。

**Q45 補助事業で取得した財産は、事業期間終了後は、自由に使用し、処分してもよいですか。**

→ 補助事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）であって、1件あたりの取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものは、処分制限財産となります。事業終了後も補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。また、当該財産を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に処分しようとするときは、事前に県の承認を得る必要があります。

**Q46 事業終了の翌年度以降の成果について県に報告する必要がありますか。**

→ 補助事業年度の翌年度から5年間、成果に関するアンケート調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

**Q47 事業終了後、製品化等の成果がないと補助金は返還になりますか。**

→ 本補助金は、製品化等に向けた研究開発活動や実証実験を支援するものですが、結果的に製品化等に結びつかないことで補助金の返還等を求めることはありません。

**Q48 補助金の全体規模はどれくらいですか。**

→ 2023年度の採択実績は、採択件数73件、全体補助金額は7億6千万円で、1件当たりの平均採択金額は約1,000万円です。

### **【提出書類】**

**Q49 「決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分」とありますが、設立間もない企業等で決算期を迎えておらず、提出できない場合はどうすればよいですか。**

→ 提出できない理由を記載した書類（任意様式）をご提出ください。

**Q50 添付資料の「金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等）」とは全ての経費について提出する必要がありますか。**

→ 1件100万円以上の契約となる経費についてのみ、見積書等の金額の算出根拠資料の提出をお願いします。なお、資料は写しで構いませんので、「別紙3：経費内訳明細書」と対照できるように右肩に参考資料番号を記し、提出してください。

**Q51 「国等の補助金を申請する場合は、その概要」とはどの程度の資料ですか。**

→ どういう内容でいくら申請しているか、いつ頃決定するかなど、主要な項目が分かれば、既存資料を流用していただいても構いません。

**Q52 「参考資料」として、経営革新計画は加点対象となりますか。**

→ 経営革新計画の提出自体で一律的に加点とはなりません。提案事業が経営革新計画に基づき実施されるものである場合は、事業の実施能力、事業化の可能性や効果等の評価にあたってのアピールポイントになります。